# TA·SA用

必要に応じて別途委託会社を通じて郵送にて依頼しますので、ご対応ください。本人ならびに扶養親族のマイナンバー((個人番号)については、本書面には記載しないでください。

## 令和7年分

### 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

轄税務署長等	-	給与の3 の名称(		学	校 法	人。	<b>を應業</b>	塾	- 11	(フリ あなた							-	0生年月1	明·大·昭 平·令	4	年	月		従たる給与につ いての扶養控除	(£
<b>芝</b> 税務署	Ę	給与の言 の法人(個	人)番号		1		者が記載して 001 6!			なたの		( str tare		号は	記載不要	ŧ		との統柄	İ				-1	等申告書の提出 /提出している場合 \ には、○印を付け \てください。	記載のしか
市区町村	-	給与の の所在地	(住所)				丁目15		<del>}</del> 2	あなた 又 は	居所	ŕ			,						配偶者 の有無	有·			
なたに源泉控除	対:	象配偶者、	障害者に該当す	る同一点	生計配	偶者及び	『扶養親』	族がな	く、かつ、	あなた	自身な	<b>於障害者、</b>	寡婦、ひとり	親又に	勤労学生	このいす	"れにも該当	当しない	小場合には	、以下	の各欄に	記入す	る必要	はありません。	
区分等		( フ 氏	リ ガ ナ ) 名	) 3	なたとの	個の締柄		番 年	号 日 日		(昭30 特定	扶養親族 )1.1以前生) 扶養親族	● 令和 6 <sup>4</sup> 所得の身				である親族		住 所	又	は居月	听	令和6年 場合に	月日及び事由 中に異動があった 記載してください	〇 〇 <b>こ</b> 出こる <b>の</b> すの)
源泉控除							号は記			1	· # 14.1.2	2生~平18.1.14	E)				にする事実  Pを付けてくだ						\ (13	下向じです。)。 /	<b>申</b> る申か <b>告</b> こ告い
A 対象配偶者 (注1)	i						用·大 召·平	•	•		/			円											書と書た
主 た る ら ら か 控 除 対 象	]	ı			Ш		号は記	載不	要			居老親等 の他			□ 留学 □ 障害者	Ť	未満又は70歳	W.E.							記載により
						昭	·大  ·平	•	•			定扶養親族		円				満又は70歳以上							<b>た</b> ん以う っ °上る
tan po at a	. 2	2		_	Ш		号は記	載不	要		□ ₹	居老親等 の他			<ul><li>□ 留学</li><li>□ 障害者</li></ul>										ては、治療
か 控 除 対 象 族 ら B 扶 養 親 族 (16歳以上) 余 (平21.1.1以前生) を せ	Ę_					H	月・大 召・平	•	•	-		定扶養親族		円			ネ 素 満 又 は 70歳	ebl I-							裏与な
		3					:号は記載不要  I: *		要   <u> </u>		□ ₹	居老親等 の他	_		□ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払										の 支記 1
	-					H	召・平			_		定扶養親族		円			未満又は70歳	ebi i-							見けて
	4	1		_		TT	号は記    <sub>用・大</sub>	載不!	<b>要</b> 		□ ₹	居老親等の他	_		<ul><li>□ 留学</li><li>□ 障害者</li></ul>			, A. I.							回の「1 申告についてのの支払を受けている場合に
	+	□ 障害者	<b>下</b>	本		可一生 a 配偶者(注2	日·平 扶養卵		1 306	婦		定扶養親族者又は勤	:     労学生の内:	円 客(この)	の記載に当	たっては	t. 裏面の[2	記載につ	ついてのご注意	t  の(8)	をお読みくだ	ださい。)	異動詞	月日及び事由	0 6
障害者、寡妒		□ 障害有	区分 一般の障害者	~	^ n	2個者(注2		- 13	##   ひとり														- (2.07)		ご注意
C ひとり親又 勤 労 学			特別障害者				(	A)																	<b>□</b> Ø
刺ガチ	_		同居特別障害者				(	A)	勤労学	±	(注)1	源泉控除対 支払を受ける。 ロー生料の	象配偶者とは、 、及び白色事業 原金とは、音楽	1配偶者とは、所得者(* 及び白色事業専従者を 8表とは 音得表と生針		;和6年中の所得の見? 除きます。)で、令和6年 を一にする配理夫(春(		円以下の 種額が9	の人に願ります。)と生計 95万円以下の人をいい 8与の支払を受ける人及		↑を一にする配偶者(育 ↑ます。 ○が白色車乗専選券を		色事業専	花者として絵与の	等うち
	_	上の該当する事	Q目及び欄にチェックを	e付け、(	)内には	放当する扶	養親族の人	数を記入	してください。		- 7	所得の見積額	が48万円以下の	人をいし	ます。						/日巴申来	帯征省で	#8I.9 <sub>0</sub> /	) C MO + HV	お の 読 1
他の所得者が	55	氏	名	あなた 続	柄		月日		f	主所	又	. は 月	图 所		氏	控 N 名	象を受け		の所得: 住所又		居所	異重	助月日	及び事由	みか
控除を受ける 扶養親族等					4	・大・昭 ・・ ・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	•					_							ください						
		TF ( T A 100)		F# 0.0	¥	2・令					* * *				L = 7/2 + 1		0 4 20 4 4 4 da		100 de 160 de 100 de						い。提
王氏柷に関する	<b>事</b>		は、地方税法第4 リガナ)	5条の30						_	_							_	欄を兼ねて( )象外国外扶		_	年中の	D2 -41	DHT work	T
16歳未満の	-	兵	** <b>*</b>		個	人	番	4	-	あなたとの統柄	平	年月日	住	所	又は	居	所	(教育する	MA フトロフトない 場合はO印を付けて	が (ださい。)	令和6 所得の見	積額(※)	異動	月日及び事由	※ 「令和 所得の見
扶 養 親 族 F21.1.2以後生	)	1					計は記載			_	÷ 令 平							-				円			には、退 除いた 額を記載
	4	(7	リガナ)	1			子は記載			あかたル	÷		n		u = -	<u>. T</u>	非居住者	でま	る雑味	<b>全和</b>	6年中の	円 障害者	D3 = 1	. D H TI - sode *	ļ,
機手当等を有す 関者・扶養親		)	リガナ) 名	_	個個	人 引人番号	番 引は記載	不要		あなたとの統柄	明·大· 平·金	年月日	任月	r X	は居所	1	ガール DE ゼ (鉄当する項目にチ )配偶者 ] 30歳未満又は70歳	エックを付	けてください。)	所得の	見積額(※)	□ 一般		月日及び事由	寡婦又は□ 寡婦□ ひとり

#### 1 申告についてのご注意

(1) この申告書は、令和6年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。 (2) この申告書の場由後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告 書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動

2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受ける給与だけでは源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者(特別) を除や扶養控除、障害者等の控除の全額が控除しされない場合には、源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族を分けて他の給与 の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出することができます。 (4) 年末調整において、基礎控除又は配偶者(特別)控除の適用を受ける場合には、所要の事項を記載した「給与所得者の基礎控除

申告書」又は「給与所得者の配偶者控除等申告書」を作成し、令和6年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに給与の支払者 に提出する必要があります。

#### 2 記載についてのご注意

(1) 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者、控除対象挟養親族、年齢16歳未満 の扶養親族又は退職手当等を有する配偶者・扶養親族のマイナンパー (個人番号) を記載する必要がありますが、一定の要件の下、 ナンバー (個人番号) の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください

「給与の支払者の法人(個人)番号 欄には、この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又はマイナンバー

(個人番号)を記載してください。 )「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払 者から受ける給与をいいます。

(4) 控除対象扶養親族が同居老親等である場合には、「老人扶養親族」欄の「同居老親等」に、同居老親等以外の老人扶養親族であ るときは「その他」にチェックを付けてください。

るととは「大小店」にオンジを行りていた。 また、控除対象技養親族が背を挟養親族である場合には、「特定扶養親族」欄にチェックを付けてください。 5) 「令和6年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記入してください。この場合、所得の種類が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額(例えば収入金額が161万9千円未満の場合には55万円(収入金額を限 度とします。)) を差し引いた金額が給与の所得の金額となります

非課税とされる費族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の

配当等などについては、源泉控除対象配偶者や扶養親族等の判定の基礎となる所得には含まれません。 (6) 源泉控除対象配偶者が非居住者 <sup>(c)</sup> である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けてください。また、控除対象扶養 6) 家泉控院対象的異者が非居任者 ""である場合には、「非居仕者である残談」側にし四を刊りしていたさい。また、ない以外外外 親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が 16 歳以上 30 歳未満又は 70 歳以上である場合には、「非居住者である親族」欄の [16 歳以上 30 歳未満又は 70 歳以上」にチェックを付け、その非居住者の年齢が 30 歳以上 70 歳未満で一定の要件を満たす人(下 記4⑤ロ小に該当する人)である場合には、「非居住者である親族」欄の「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該 当する項目にチェックを付けてください(2以上の項目に該当する場合、いずれか1つに手ェックを付けてください。)。 (注) 「非居住者」とは、国内に住所を存せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない人をいいます。

(7) 「生計を一にする事実」欄には、控除対象扶養親族が非居住者である場合に、年末調整時に、令和6年中にその親族に送金等を

した金額の合計額を記載し

(8) 「障害者又は勤労学生の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。 「即当省人に駅ガデ生い内容」欄には、それでれなの争項を記載してください。 イ 所書者 4 特別幣書者 3 ……除書の状態又は交付を受けている手機などの種類と交付年月日、障害の程度(障害の等級)など の障害者(特別障害者)に該当する事実。その人が同一生計配偶者又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名(特別障害 者であるときは同居の有無り、マイナンパー(個人番号(ω)、仕所又は居所、生年月日、あなたとの終柄及び令和6年中の所得 の見種類(これらの事項のうち「源泉控除対象配偶者」欄。「控除対象未養親族」欄又は「住民税に関する事項」欄に記載して いる事項については、氏名を除き、記載を省略できます。) また、東太原、東太原の表に対し、変の原となり、また、東太原の表には、その原理が入れておいた。第二、他の記述を記述して

また、当該同一生計配偶者又は挟養親族が非居住者である場合には、その旨及び合和6年中にその同一生計配偶者又は挟養 親族に送金等をした金額の合計額(送金等をした金額の合計額は、年末調整時に記載します。) (注) 一定の要件の下、マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載し

(0) 「住民税に関する事項」欄は、①扶養親族のうち年齢16歳未満の人を有する場合及び②退職手当等(源泉徴収されるものに限り ます。以下(のにおいて同じです。) の支払を受ける配偶者 (退職所得を除く所得の見積額が133万円以下である人に限ります。) 又は挟養親族を有する場合並びに③寡婦又はひとり親に該当する場合(退職手当等の支払を受ける挟養親族を有する場合に限りま に記載してください(住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には退職所得の金額は含めないこととされていま。また、「控除対象外国外扶養親族」欄又は「非居住者である親族」欄を記載した場合には、下記3(2)の(注) 1 から 4 の確 認言類を合和7年3月17日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。なお、表面の二次元コード を読み取ることで、詳しい記載のしかた等をご覧になれます。 | 住民税に関する事項 | 欄について、ご不明な点などがありましたら、

○ ● ● 日本 知 (1) 年の中途で就職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の中途で従たる給与を主 たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。 (2) 以下に掲げる親族が非居住者である場合には、その親族に係る「親族関係書類」(□1.5) を添付してください。 また、その親族を控除対象扶養親族として、「非居住者である親族」欄の項目のうち「留学」にチェックを付けた場合には、そ の親族に係る「親族関係書類」に加えて「留学ど呼等書類」(□2.5) も添付してください。 イ 扶養控除又は除るの適用を受ける扶養親族

(注) 1 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの親族であることを証するものをいい

一戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券 (パスポート) の写し 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類 (その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに

限ります。) 2 「智学ビザ等書類」とは、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者 が外国における智学の在智資格に相当する資格をもってその外国に在智することにより国内に住所及び居所を有しなく なった旨を証するものをいいます。

- ① 外国における査証 (ビザ) に類する書類の写し
- ② 外国における在留カードに相当する書類の写し 3 「送金関係書類」とは、次の書類であなたがその非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。
- ① 金融機関の告類又はその写して、その金融機関が行う為替取引によりあなたからその親族に支払をしたことを明ら
- いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写して、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をあなたから受領したことを明らかにする。
- 音類 ③ 電子決済手段等取引業者(電子決済手段を発行する一定の銀行等又は資金移動業者を含みます。)の書類又はその写して、 その電子決済手段等取引業者が行う電子決済手段の移転によりあなたからその親族に支払をしたことを明らかにする書類 4 [38万円送金書類]とは、「送金関係書類」のうち、あなたからその非居住者である親族各人への令和6年中における 生活費又は教育費に充てるための支払の金銀の合計類が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。 5 [親族関係書類]、「留学ビザ等書類」、「送金関係書類」又は「38万円送金書類」が外国語により作成されている場合には、

### 4 扶養親族等の範囲

【①同一生計配偶者】 所得者(この申告書を提出する人をいいます。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和6年中の所得の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の 収入金額が103万円以下)の人

【②控除対象配偶者】 ①の同一生計配偶者のうち、令和6年中の所得の見稽額が1,000万円以下である所得者の配偶者

【③源泉捜除対象配偶者】 所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色 事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和6年中の所得の見積額が95万円以下(給与 所得だけの場合は、給与の収入金額が150万円以下)の人

(注)夫婦の双方がお互いに源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

【④扶養親族】 所得者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除き ます。)、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、令和6年中の所得の見積額が48万円以下の人

【⑤控除対象扶養親族】 ④の扶養親族のうち、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に該当する人

- イ 扶養親族が居住者の場合 年齢16歳以上の人(平成21年1月1日以前に生まれた人) ロ 扶養親族が非居住者の場合 次のいずれかに該当する人
- (イ) 年齢 16 歳以上 30 歳未満の人 (平成7年1月2日から平成21年1月1日までの間に生まれた人)
- (ロ) 年齢 70歳以上の人(昭和30年1月1日以前に生まれた人)
- 年齢 30 歳以上 70 歳未満の人(昭和 30 年 1 月 2 日から平成7年 1 月 1 日までの間に生まれた人)のうち、「留学により国 内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和6年中において生活費又は教育費に充てるための 支払を38万円以上受けている人

【⑥特定扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢 19 歳以上 23 歳未満の人(平成 14 年 1 月 2 日から平成 18 年 1 月 1 日ま での間に生まれた人)

【⑦老人扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢 70 歳以上の人(昭和 30 年 1 月 1 日以前に生まれた人)

【⑧同居老親等】 ⑦の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を 常況としている人

【⑤障害者 (特別障害者)】 所得者本人又はその①の同一生計配偶者や④の扶養親族で、次のいずれかに該当する人

- イ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人・・・・・全て特別障害者になります。 ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人・・・・・このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者にな ります。
- ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人……このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。
- ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人……このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別
- 障害者になります。 ・ 戦傷病者手帳の交付を受けている人・・・・このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの 赤 人は、特別障害者になります。
- 「原子爆弾被爆者に対する接護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人・・・・・全て特別障害者になります。 常に就床を要し、複雑な介護を要する人・・・・・全て特別障害者になります
- チ 精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上の人(昭和 35 年1月1日以前に生まれた人)で、市町村長、特別区の区長や福祉 事務所長からイ、ロ又はニに準ずる障害があると認定されている人……このうち、イ、ロ又は二の特別障害者と同程度の障 害がある人は、特別障害者になります。

【⑩同居特別障害者】 ①の同一生計配偶者又は①の扶養親族のうち特別障害者で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一に するその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人

【遺傳婦】 所得者本人で、次のいずれかに該当する人のうち、令和6年中の所得の見積額が500万円以下(給与所得だけの場合は、 給与の収入金額が6,777,778円以下)、かつ、その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人 (位2のひ とり親に該当する人を除きます。)

夫と離婚した後婚姻をしていない人で、④の扶養親族を有する人 ロ 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人

【珍ひとり親】 所得者本人で、次の全てに該当する人のうち、令和6年中の所得の見積額が500万円以下、かつ、その所得者と 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人

イ 現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない人 その所得者と生計を一にする子(他の人の①の同一生計配偶者又は④の扶養親族とされている者を除き、令和6年中の総所 得金額等の見積額が48万円以下の子に限ります。)を有する人

【⑬動労学生】 所得者本人で、次の全てに該当する人

- 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を 受ける訓練生であること。
- ロ 自分の動労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は維所得(以下「給与所得等」といいます。)があること
- ハ 合和6年中の所得の見積額が75万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が130万円以下)であって、そのうち給 与所得等以外の所得が10万円以下であること。